

特定非営利活動法人まちづくり支援えひめ定款(案)

第1章 総則

第1条 (名 称)

本法人は、特定非営利活動法人まちづくり支援えひめと称する。

第2条 (事務所)

本法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目 的)

本法人は、まちづくり活動やまちづくり活動に対する支援事業を行い、もって健全な市民社会の形成に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) まちづくり活動を行う団体の運営及び活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事 業)

本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる次の事業を行う。

- (1) まちづくりに関する講座開催事業
- (2) まちづくりに関する受託事業
- (3) まちづくりに関する相談事業
- (4) まちづくりに関する他団体との連携事業
- (5) まちづくりに関する調査研究事業
- (6) まちづくり団体、行政、企業等のネットワーク構築事業
- (7) まちづくりに関する情報収集・提供事業
- (8) まちづくりに関する資料等の編集・出版事業
- (9) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

第6条 (種 別)

本法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

第7条 (入会及び会費等)

会費を納めたものは誰でも本法人の会員となることができる。

- 2 会費の額は理事会において別に定める。
- 3 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第8条 (退 会)

会員は退会届を代表に提出することにより、任意に退会することができる。

第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- （1）法令又はこの定款に違反したとき
- （2）本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反した行為をしたとき

第4章 役員及び職員

第10条（役員の種類及び定数）

本法人に次の役員を置く。

- （1）理事 3人以上10人以内
- （2）監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表、1人を副代表とする。

第11条（選任等）

役員は総会で選任する。

- 2 代表及び副代表は、理事の互選とする。
- 3 役員が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる。
- 4 監事は、理事または本法人の職員を兼ねることができない。

第12条（職務）

代表は、本法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、または代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - （1）理事の業務執行の状況を監査すること。
 - （2）本法人の財産の状況を監査すること。
 - （3）前2号の規定による監査の結果、本法人の業務または財産に関し不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - （4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - （5）理事の業務執行の状況または本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第13条（任期等）

役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 欠員補充、または増員により選任された役員任期は、第1項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第14条（欠員補充）

理事または監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第15条（解任）

役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- （1）心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
- （2）職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第16条（報酬）

役員のうち報酬を受ける者の数は役員総数の3分の1を越えてはならない。

2 役員は、報酬額は、理事会で議決する。

第17条（職員）

本法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員の任免は、代表が行う。

第5章 会議

第18条（種別）

本法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第19条（構成等）

総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成し、監事は、理事会に出席し意見を述べるることができる。

第20条（権能）

総会は、次の事項を議決する。

- （1）定款の変更
- （2）解散
- （3）合併
- （4）役員を選任及び解任
- （5）事業報告及び収支決算
- （6）その他運営に関する重要事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

- （1）総会に付議すべき事項
- （2）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （3）事業計画及び収支予算並びにその変更
- （4）役員職務及び報酬
- （5）会費の額
- （6）事務局の組織及び運営

(7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3 理事会において議決した事項は、総会に報告しなければならない。

第21条（開催）

通常総会は、年1回事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があった場合。

(3) 第12条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めた場合。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があった場合。

(3) 第12条第4項第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があった場合。

第22条（招集）

本法人の会議は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 総会を招集する場合は書面で、日時、場所、目的、審議事項を記載した招集通知を開会日の7日前までに発して行わなければならない。

3 前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、代表は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

4 理事会を招集する場合は、電子メール等によって開会日の3日前までに日時、場所、目的、審議事項を通知して行う。

5 前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があった場合には、代表は速やかに理事会を招集しなければならない。

第23条（定足数）

会議は、構成員の3分の1以上の出席により成立する。

第24条（議決）

会議の議決は、この定款に定めるもののほか、出席した構成員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

第25条（書面表決等）

会議に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の規定により表決権を行使する構成員は、第23条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

第6章 資産及び会計等

第26条（資産の構成）

本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

第27条（資産の管理）

本法人の資産は、代表が管理する。

第28条（会計の原則及び公開）

本法人の会計は、予算に基づき、法第27条各号に掲げる原則に則って行い、作成された書類は、その要求があれば何人に対しても公開しなければならない。

第29条（事業年度）

本法人の事業年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散等

第30条（定款の変更）

この定款を変更しようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の議決を経、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を得なければならない。

第31条（解散）

本法人の解散方法については、法第31条に定めるところによる。

第32条（残余財産の帰属）

本法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

第8章 雑則

第33条（公告の方法）

本法人の公告は、本法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第34条（細則）

この定款に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

附則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事（代表）	前田	眞
理事（副代表）	甲斐	朋香
理事	白方	雅博
理事	森本	しげみ
理事	黒河	由佳
理事	郡司島	宏美
理事	山本	裕子
理事	長谷山	弘志
監事	宮本	英之介

- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2007年7月31日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算書は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、成立の日から2006年5月31日までとする。
- 6 本法人の設立当初の会費は以下の金額とする。
 - (1) 正会員 年会費 10,000円
 - (2) 賛助会員 年会費 個人 5,000円
企業 一口10,000円（一口以上）
自治体 一口30,000円（一口以上）